

国立高等専門学校を受験を希望する皆様へ

平成 25 年 9 月 10 日
独立行政法人国立高等専門学校機構

災害救助法適用地域における災害で被害を受けた受験生への特例措置について

このたびの被災地域の方々、また、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

独立行政法人国立高等専門学校機構では、平成 26 年度国立高等専門学校入学者選抜について、次の特例措置を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の対象入試

平成 26 年度入学者選抜（被災日以降に出願手続きをするもの）

2. 措置内容

検定料の免除

3. 対象者

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校を受験する者で、その主たる家計支持者が災害救助法適用地域（別紙__災害救助法適用地域参照）に居住していて被災し、市区町村等の発行するり災証明書の交付を受けた者

[東日本大震災により被害を受けた方への特例措置はこちら](#)

4. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に「り災証明書」を添付し各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請を希望される者は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

5. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。（合格後に各国立高等専門学校の所定の手続きが必要となります。）

6. その他

申請方法等については、入学を志望する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局
電 話 042-662-3142
URL <http://www.kosen-k.go.jp/>

平成25年9月10日現在の災害救助法適用地域

○山形県の融雪等に伴う地すべりにかかる災害救助法適用地域

(第1報、法適用日：平成25年5月1日)

【山形県】 最上郡戸沢村

○平成25年7月に発生した大雨の被害にかかる災害救助法適用地域

(第1報、法適用日：平成25年7月22日)

【山形県】 長井市、南陽市、西村山郡大江町、西置賜郡白鷹町

○平成25年7月28日から大雨の被害にかかる災害救助法適用地域

(第3報、法適用日：平成25年7月28日)

【山口県】 萩市、山口市、阿武郡阿武町

【島根県】 鹿足郡津和野町

○平成25年8月9日から大雨の被害にかかる災害救助法適用地域

(第2報、法適用日：平成25年8月9日)

【秋田県】 大館市、鹿角市、仙北市

【岩手県】 岩手郡雫石町

○平成25年8月23日から大雨の被害にかかる災害救助法適用地域

(第1報、法適用日：平成25年8月23日)

【島根県】 江津市

○平成25年9月2日に発生した突風等にかかる災害救助法適用地域

(第1報、法適用日：平成25年9月2日)

【埼玉県】 越谷市、北葛飾郡松伏町